

## 告 発 状

福島地方検察庁 検事正 殿

平成26年7月11日

### 1、告発人

①、市民連帯の会 代表 三井 環

住所 〒 [REDACTED]  
東京都 [REDACTED]  
電話&FAX [REDACTED]  
携帯電話 [REDACTED]

②、室井 清男 (西郷村議会議員)

住所 〒 [REDACTED]  
福島県西白河郡西郷村 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

### 2、被告発人

- ①、ア、菊池喜雄 (株式会社菊池組代表取締役)  
イ、鈴木孝洋 (鈴木土建工業株式会社代表取締役)  
ウ、熊本光義 (株式会社熊本工務店代表取締役)  
エ、遠藤豊次 (遠藤工業株式会社代表取締役)  
オ、大高紀元 (有限会社大高工務所代表取締役)  
カ、白岩優一 (株式会社白岩工務店代表取締役)  
キ、添田富永 (有限会社東栄建設代表取締役)
- ②、ア、遠藤豊次 (遠藤工業株式会社代表取締役)  
イ、菊池喜雄 (株式会社菊池組代表取締役)  
ウ、佐久間哲夫 (株式会社佐久間組代表取締役)  
エ、大高紀元 (西郷村除染事業共同組合理事長)  
オ、長谷部修一 (株式会社長谷部建設代表取締役)  
カ、小野利廣 (福島県南土建工業株式会社代表取締役)
- ③、ア、遠藤豊次 (遠藤工業株式会社代表取締役)  
イ、菊池喜雄 (株式会社菊池組代表取締役)  
ウ、佐久間哲夫 (株式会社佐久間組代表取締役)  
エ、長谷部修一 (株式会社長谷部建設代表取締役)  
カ、小野利廣 (福島県南土建工業株式会社代表取締役)  
キ、大高紀元 (西郷村除染事業共同組合理事長)

- 
- ④、ア、遠藤豊次（遠藤工業株式会社代表取締役）  
イ、菊池喜雄（株式会社菊池組代表取締役）  
ウ、熊本光義（株式会社熊本工務店代表取締役）  
エ、佐久間哲夫（株式会社佐久間組代表取締役）  
オ、鈴木光洋（鈴木土建工業株式会社代表取締役）  
カ、大高紀元（西郷村除染事業共同組合理事長）  
キ、小野利廣（福島県南土建工業株式会社代表取締役）
- ⑤、ア、遠藤豊次（遠藤工業株式会社代表取締役）  
イ、菊池喜雄（株式会社菊池組代表取締役）  
ウ、熊本光義（株式会社熊本工務店代表取締役）  
エ、佐久間哲男（株式会社佐久間組代表取締役）  
オ、大高浩徳（株式会社西郷組代表取締役）  
カ、大高紀元（西郷村除染事業共同組合理事長）  
キ、小野利廣（福島県南土建工業株式会社代表取締役）
- ⑥、ア、大高富雄（有限会社大富建設代表取締役）  
イ、熊本光義（株式会社熊本工務店代表取締役）  
ウ、佐久間哲男（株式会社佐久間組代表取締役）  
エ、相山清志（株式会社ソウヤマ工業代表取締役）  
オ、大高紀元（西郷村除染事業共同組合理事長）  
カ、小野利廣（福島県南土建工業株式会社代表取締役）  
キ、渡辺宮男（渡辺建設工業株式会社代表取締役）
- ⑦、ア、熊本光義（株式会社熊本工務店代表取締役）  
イ、佐久間哲男（株式会社佐久間組代表取締役）  
ウ、鈴木邦廣（白河井戸ボーリング株式会社代表取締役）  
エ、鈴木光洋（鈴木土建工業株式会社代表取締役）  
オ、大高浩徳（株式会社西郷組代表取締役）  
カ、大高紀元（西郷村除染事業共同組合理事長）  
キ、長谷部修一（株式会社長谷部建設代表取締役）  
ク、小野利廣（福島県南土建工業株式会社代表取締役）
- ⑧、ア、株式会社ハザマ、福島県南土建工業、特定業務委託共同企業体  
イ、西松建設・佐久間組 特定業務委託共同企業体
- ⑨、ア、株式会社安藤・間 東北支店常務執行役員支店長岩尾守  
イ、株式会社奥村組東北支店支店長伊藤和芳  
ウ、五洋建設株式会社福島営業所所長米澤秋則  
エ、戸田建設株式会社東北支店支店長郡司敏明  
オ、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨  
カ、株式会社フジタ東北支店執行役員支店長森俊之  
キ、三井住友建設株式会社東北支店常務執行役員支店長益子博志

- 
- ⑩、ア、株式会社安藤・間 東北支店常務執行役員支店長岩尾守  
イ、株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤康  
ウ、株式会社銭高組東北支店執行役員支店長木村匠一郎  
エ、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘  
オ、大豊建設株式会社東北支店取締役専務執行役員支店長大隅健一  
カ、鉄建建設株式会社東北支店執行役員支店長高橋昭宏  
キ、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨  
ク、前田建設工業株式会社東北支店常務執行役員支店長青木敏久  
ケ、ライト工業株式会社福島営業所所長岡本秀幸
- ⑪、ア、清水建設株式会社東北支店常務執行役員竹浪浩  
イ、株式会社大林組東北支店執行役員支店長高槻幹雄  
ウ、鹿島建設株式会社東北支店専務執行役員支店長赤沼聖吾  
エ、大成建設株式会社東北支店執行役員支店長近藤昭二  
オ、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨  
カ、前田建設工業株式会社東北支店常務執行役員支店長青木敏久  
キ、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘  
ク、株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤康  
ケ、株式会社安藤・間 東北支店常務執行役員支店長岩尾守
- ⑫、ア、株式会社安藤・間 東北支店常務執行役員支店長岩尾守  
イ、株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤康  
ウ、清水建設株式会社東北支店常務執行役員竹浪浩  
エ、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘  
オ、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨  
カ、株式会社フジタ東北支店執行役員支店長森俊之  
キ、前田建設工業株式会社東北支店常務執行役員支店長青木敏久  
ク、三井住友建設株式会社東北支店常務執行役員支店長益子博志
- ⑬、ア、株式会社安藤・間 東北支店常務執行役員支店長岩尾守  
イ、鹿島建設株式会社東北支店専務執行役員支店長赤沼聖吾  
ウ、株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤康  
エ、株式会社銭高組東北支店執行役員支店長木村匠一郎  
オ、大成建設株式会社東北支店執行役員支店長近藤昭二  
カ、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘  
キ、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨  
ク、前田建設工業株式会社東北支店常務執行役員支店長青木敏久
- ⑭、西郷村役場職員（氏名不詳者）

### 3、告発事実

---

#### ①の告発事実

上記①の被告発人7名は、共謀の上、平成24年12月11日、西郷村文化センター第一研修室において、第12号除染対策事業、鶴生地区仮置場造成工事につき、あらかじめ、被告発人7名は談合し、鈴木土建工業株式会社代表取締役鈴木光洋を、落札者と決定した上、鈴木光洋あるいは、その担当者が上記⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、他の入札者に対して、第一回入札額で入札するよう依頼し、鈴木土建工業株式会社代表取締役鈴木光洋が3、460万円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料①、第12号上記工事の入札状況調査書参照）。

#### ②の告発事実

上記②の被告発人6名は、共謀の上、平成25年4月16日、西郷村文化センター第一研修室において、第4号除染対策事業、川谷地区除染業務委託（第3工区）につき、上記同様の方法で談合し、西郷村除染事業理事長大高紀元を、落札者と決定し、大高紀元あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場の職員から、予定価格を聞き出し、他の入札者に対し、第一回入札額で入札するように依頼し、西郷村除染事業共同組合理事長大高紀元が、444,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料②、第4号上記工事の入札状況調査書参照）。

#### ③の告発事実

上記③の被告発人6名は、共謀の上、平成25年4月16日、西郷村文化センター第一研修室において、第5号除染対策事業、川谷地区除染業務委託（第4工区）につき、上記同様の方法で談合し、西郷村除染事業共同組合理事長大高紀元を落札者と決定した上、大高紀元あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、他の入札者に対し、第一回入札額で入札するように依頼し、西郷村除染事業組合理事長大高紀元が、783,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料③、第5号上記工事の入札状況調査書参照）。

#### ④の告発事実

上記④の被告発人7名は、共謀の上、平成25年4月16日、西郷村文化センター第一研修室において、第6号除染対策事業、鶴生地区除染業務委託（第2工区）につき、上記同様の方法で談合し、株式会社菊池組代表取締役菊池喜雄を落札者と決定した上、菊池喜雄あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、他の入札者に対し、第一回入札額で入札するように依頼し、株式会社菊池組代表取締役菊池喜雄が、269,500,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料④、第6号上記工事の入札状況調査書参照）。

#### ⑤の告発事実

上記⑤の被告発人7名は、共謀の上、平成25年5月14日、西郷村文化センター第一研修室において、第8号除染対策事業、伯母沢地区除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、遠藤工業株式会社代表取締役遠藤豊次を落札者と決定した上、遠藤豊次あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、他の入札者に対し、第一回入札額で入札するように依頼し、遠藤工業株式会社代表取締役遠藤豊次が、336,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑤、第8号上記工事の入札状況調査書参照）。

#### ⑥の告発事実

上記⑥の被告発人7名は、共謀の上、平成25年6月11日、西郷村文化センター第一研修室にお

---

いて、第15号除染対策事業、東高山ニュータウン地区除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、福島県南土建工業株式会社代表取締役小野利廣を落札者と決定した上、小野利廣あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、他の入札者に対し、第一回入札額で入札するように依頼し、福島県南土建工業株式会社代表取締役小野利廣が、263,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑥、第15号上記工事の入札状況調書参照）。

#### ⑦の告発事実

上記⑦の被告発人8名は、共謀の上、平成25年6月25日、西郷村文化センター第一研修室において、第20号除染対策事業、東高山地区除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、西郷村除染事業共同組合理事長大高紀元を落札者と決定した上、同人あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、西郷村除染事業共同組合理事長大高紀元が、108,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑦、第20号上記工事の入札状況調書参照）。

#### ⑧の告発事実

上記⑧の被告発人2名は、共謀の上、平成25年6月11日、西郷村文化センター第一研修室において、第14号除染対策事業、黒川地区住宅除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、西松建設・佐久間組、特定業務委託共同企業体を落札者と決定した上、担当者が⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、株式会社安藤ハザマ・福島県南土建工業、特定業務委託共同企業体に対し、第1回入札額で入札するように依頼し、西松建設・佐久間組、特定業務委託共同企業体が、1,435,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑧、第14号上記工事の入札状況調書参照）。

#### ⑨の告発事実

上記⑨の被告発人7名は、共謀の上、平成25年7月23日、西郷村文化センター第一研修室において、第26号除染対策事業、大平地区除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨を落札者と決定した上、同人あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、株式会社安藤・間 東北支店常務執行役員支店長岩尾守に対し、第1回入札額で入札するように依頼し、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨が、2,030,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑨、第26号上記工事の入札状況調書参照）。

#### ⑩の告発事実

上記⑩の被告発人9名は、平成25年9月30日、西郷村役場庁舎前プレハブ会議室において、第35号除染対策事業、上新田地区除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘を落札者と決定した上、同人、あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨に対し、第1回入札額で入札するように依頼し、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘が、1,203,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑩、第35号上記工事の入札状況調書参照）。

#### ⑪の告発事実

---

上記⑪の被告発人9名は、共謀の上、平成25年11月19日、西郷村役場プレハブ会議室Aにおいて、第40号除染対策事業、下新田地区除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘を落札者と決定した上、同人あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から予定価格を聞き出し、清水建設株式会社東北支店および西松建設株式会社東北支店に対し、第1回入札額で入札するように依頼し、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘が、2,920,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑪、第40号上記工事の入札状況調書参照）。

#### ⑫の告発事実

上記⑫の被告発人8名は、共謀の上、平成25年11月29日、西郷村役場庁舎前プレハブ会議室Aにおいて、第41号除染対策事業、一の又・上野原地区除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨を落札者として決定した上、同人あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘に対し、自己の入札額以上で入札するように依頼し、西松建設株式会社東北支店支店長鳴石亨が、2,590,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑫、第41号上記工事の入札状況調書参照）。

#### ⑬の告発事実

上記⑬の被告発人8名は、共謀の上、平成26年1月28日、西郷村文化センター第一研修室において、第46号除染対策事業、米・間の原地区除染業務委託につき、上記同様の方法で談合し、株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤康を落札者と決定した上、同人あるいは担当者が、⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、株式会社竹中土木東北支店および西松建設株式会社東北支店に対し、第1回入札額で入札するように依頼し、株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤康が、1,610,000,000円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料⑬、第46号上記工事の入札状況調書参照）。

#### ⑭の告発事実

ア、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成24年12月上旬頃、上記①の告発事実につき、鈴木土建工業株式会社代表取締役鈴木光洋あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料①参照）。

イ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年4月中旬頃、上記②の告発事実につき、西郷村除染事業共同組合理事長大高紀元あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料②参照）。

ウ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年4月中旬頃、上記③の告発事実につき、西郷村除染事業共同組合理事長大高紀元あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料③参照）。

エ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年4月中旬頃、上記④の告発事実につき、株式会社菊池組代表取締役菊池喜雄ある

---

いは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料④参照）。

オ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年5月中旬頃、上記⑤の告発事実につき、遠藤工業株式会社代表取締役遠藤豊次あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑤参照）。

カ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年6月上旬頃、上記⑥の告発事実につき、福島県南土建工業株式会社代表取締役小野利廣あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑥参照）。

キ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年6月下旬頃、上記⑦の告発事実につき、西郷村除染事業共同組合理事長大高紀元あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑦参照）。

ク、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年6月上旬頃、上記⑧の告発事実につき、第14号除染対策事業、黒川地区住宅除染業務委託につき、西松建設、佐久間組、特定業務委託共同企業体あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑧参照）。

ケ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年7月中旬頃、上記⑨の告発事実につき、第26号除染対策事業、大平地区除染業務委託につき、西松建設株式会社東北支店長鳴石亨あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑨参照）。

コ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年9月下旬頃、上記⑩の告発事実につき、第35号除染対策事業、上新田地区除染業務委託につき、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑩参照）。

サ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年11月中旬頃、上記⑪の告発事実につき、第45号除染対策事業、下新田地区除染業務委託につき、株式会社竹中土木東北支店執行役員支店長熊谷弘あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑪参照）。

シ、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に反し、平成25年11月中旬頃、上記⑫の告発事実につき、第41号除染対策事業、一の・上野原地区除染業務委託につき、西松建設株式会社東北支店長鳴石亨あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑫参照）。

ス、被告発人西郷村職員（氏名不詳者）は、入札等の業務に従事する者であるが、その職務に

---

反し、平成26年1月下旬頃、上記⑬の告発事実につき、第46号除染対策事業、米・間の原地区除染業務委託につき、株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤康あるいは、その担当者に対し、予定価格を教示するなどして、当該入札等の公正を害する行為を行ったものである（資料⑬参照）。

#### 4、罪名および罰条

上記①～⑬につき、談合、刑法第96条の6の2、同法第60条、⑭につき、官製談合、入札談合と関与行為の排除および防止ならびに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条

#### 5、告発の経過

（※ 5、告発の経過—（1）は、捜査の都合により、削除いたしております。）

（2）、告発事実②ないし⑦について

いずれの告発事実も談合の調整役と談合の仕切り役をしている大高紀元が関与した案件である。いずれも大高紀元は入札業者を選定されている。

他の入札業者は、資料②ないし⑦の入札状況調書をみてもわかるように、重複している業者が多い。

すなわち、資料①の入札業者である株式会社菊池組は、資料②、資料③、資料④、資料⑤でも入札業者となっている。そのうち、資料④では、落札業者となっている。

資料①の鈴木土建工業株式会社は、資料⑦でも入札業者となっている。そのうち、資料①では落札業者となっている。

資料①の熊本工務店は、資料④、資料⑤、資料⑥、資料⑦でも入札業者となっている。落札はしていない。

資料①の遠藤工業株式会社は、資料②、資料③、資料④、資料⑤でも入札業者となっている。そのうち、資料⑤では落札業者となっている。

資料①の有限会社大高工務所（西郷村除染事業共同組合）は、いずれも入札業者となっている。そのうち、資料②、資料③、資料⑦では落札業者となっている。

資料①の入札業者である株式会社白岩工務店は、他には入札業者となっていない。

資料①の有限会社東栄建設も同じである。

資料②の株式会社佐久間組は、資料③、資料④、資料⑤、資料⑥で入札業者となっている。落札はしていない。

資料②の株式会社長谷部建設は、資料③、資料⑦で入札業者となっている。落札はしていない。

資料②の福島県南土建株式会社は、資料④、資料⑤、資料⑥で入札業者となっている。そのうち、資料⑥では落札業者となっている。

資料⑤の株式会社西郷組は、資料⑦の入札業者となっている。落札はしていない。

資料⑥の有限会社大富建設、および株式会社ソウヤマ工業、渡辺建設工業株式会社は、入札業

---

者となっている。他では入札業者となっていない。

結局、告発事実①ないし⑦のうちで、落札業者となったのは、鈴木土建工業株式会社（告発事実①）。西郷村除染事業共同組合は、告発事実②、③、⑦で落札業者となっている。株式会社菊池組は、告発事実④で落札業者となっている。

遠藤工業株式会社は、告発事実⑤で落札業者となっている。

談合の調整役と仕切り役である大高紀元の企業は、3回にわたって落札している。

(3)、告発事実⑧ないし⑬は、いずれも大手ゼネコンによる談合事件である。

大手ゼネコンの入札状況調書をみると、いずれも西郷村村長佐藤正博から指名業者としての通知が発せられている。その後、業者間で、談合した結果、落札予定業者と他の業者1社ないし2社が入札に参加しているだけである。他の業者は、いずれも入札を辞退している。辞退業者は、入札辞退届けを西郷村村長佐藤正弘宛に発送している。

なぜ、指名業者になったのに入札を辞退したのかといえば、談合の結果、落札予定業者が決定されたため、入札に参加しても無意味なことや、入札業者のうち、1社を除いては、いずれも仙台市にある支店であるので、西郷村役場までは相当な時間がかかるため、辞退したのではないかと思われる。

談合であるからこそ、辞退したものである。競争入札であれば、入札の結果、落札することが可能であるので、辞退することはない。

落札予定業者と、他の業者1社ないし2社が入札に参加しているのは、名目上は競争入札であるので、落札予定業者のみが入札したとすると、その入札は無効とならざるを得ない。そのため、落札予定業者が、他の入札参加業者に、入札参加の協力を求めた結果であろうと思われる。

告発事実①ないし⑦の事案は、西郷村建設業の組合長である大高紀元が談合の調整と仕切り役をしている。告発事実⑧ないし⑬の、大手ゼネコンによる談合事案では、談合調整役が誰であるかは、告発人は、現在のところ、それを掴んでいない。

落札業者である大手ゼネコンの搜索差押を実施すれば、落札金額のうちから何%の手数料が、談合調整役に流れている事実が判明するであろう。それにより、誰が談合調整役であるかは、特定出来ると思われる。

(4)、西郷村指名競争入札参加者の資格審査、指名等に関する事項は、西郷村指名委員会5名によって決定され、大倉修副村長、佐藤正博村長の決裁を得て、指名業者が決定される（別添資料⑭、西郷村指名委員会名簿参照）。

(5)、予定価格は、放射能対策課で決定され、大倉副村長、佐藤正博村長の決裁を得て、予定価格が決定される。放射能対策課参事兼課長は藤田雄二、除染推進室長は菅野一、係長・主査各3名、係員5名の構成になっている。

予定価格はマル秘事項であって、本来、部内はもとより、部外者にその価格が流出されることはない。流出すれば、地方公務員法の守秘義務に抵触することになる。

西郷村役場では、最低入札価格は決められていない。ほとんどの市町村でも同様である。

国や県の公共工事の入札については、最低入札価格は決められているようである。

入札状況調書をみると、最低入札額が記入されているが、それは、落札額を最低入札額欄に、西郷村役場職員が記入している。そのことは、指名業者の通知が西郷村佐藤正弘村長から発せら

---

れるが、その文面をみても、最低入札価格は「無い」と記入されている。

告発事実⑬の入札状況調書を見ると、第3回入札で、西松建設株式会社東北支店が落札している。

それは、予定価格を聞き出しても、その予定価格から、2%ないし7%が差し引かれた金額が予定価格となる仕組みになっている。

これを「歩切り」と言われている。

第1回、第2回の入札価格を見れば、予定価格以内であるので、なぜ落札されなかったのか。それは、「歩切り」があるため、その予定価格を超えたからであると思われる。第3回目の入札価格でもって、ようやく落札をしているが、「歩切り」による予定価格内であったためであると思われる。

もちろん、予定価格を超えた入札は無効である。

「歩切り」による、2ないし7%の金額は、落札後、工事の追加等があった場合の予算にあてられるらしい。

官製談合は、5年以下の懲役または250万円以下の罰金である。一方、談合は3年以下の懲役または250万円以下の罰金である。

官製談合の方が重刑である。

落札予定業者と西郷村役場職員との間で、金品のやりとりが疑われる。贈収賄を視野に入れて捜査されたい。

## 6、

公正価格を害する談合は、平成4年以前には、贈収賄の余罪、あるいは談合金のある談合については、摘発をされていたが、公正価格を害する談合は必要悪として摘発されなかった。

公正価格を害する談合を最初に独自捜査で逮捕・勾留・起訴したのは、告発人三井環が、高松地検次席検事当時であった。

それ以後、公正価格を害する談合は各地で摘発されるようになった。そして、談合した場合と、指名競争入札した場合の差額の返還請求が各地で勃発した。

告発人の経験からすると、談合した場合は、最低入札価格に近い価格となり、競争入札した場合は、談合入札した価格よりも約3割程度、落札価格が低くなるのが実情である。

したがって、1億円の工事の場合、談合入札と、競争入札を比較した場合、競争入札は、3割くらい低い金額の7,000万円程度で落札される。したがって、談合入札と競争入札との差額3,000万円は、不当利得である。その差額の返還請求は、現在も各地で行われている。

福島県59市町村の平成26年度の復興等予算は、1兆3,557億円である。これは、福島県だけで、他の県は含まれていない。そして、西郷役場の平成25年度原子力災害対策放射性物質除染対策事業内訳書の予算は、約118億円。平成26年度の同事業の予算は、230億円である（別添資料⑯、⑰の原子力災害対策放射性物質除染対策事業内訳書参照）。

西郷村において、平成26年度は、約230億円の除染対策事業が、競争入札という名目のもと、いづれも談合により実施されることになる。

---

230億円の3割は、69億円である。平成25年度、既に談合により、除染対策事業が実施された。約118億円であるので、その3割は、35.4億円である。

その金額が、落札業者の不当利得である。毎年毎年、談合入札したことにより、これだけの莫大な金額が落札業者に流れているのである。

競争入札をしても、十分な利益があがるのに、談合入札により、バブルを生じ莫大な不当利益を得ている。

それがすべて国民の血税であるということを忘れてはならない。談合入札は、血税を侵害する犯罪である。談合入札であるので、落札予定業者は、予定価格だけを知れば、後は工事の積算をする必要もなく、談合仕切り役によって、この工事はA社、この工事はB社と振り分けられ、談合調整役は、落札金額の何%かの報酬を得て、業者も談合調整役も、莫大な金額が入ってくるのである。

西郷村だけではなく、東北地方一帯が談合列島である。

安倍内閣は、所管大臣に指示して、談合を防止するための施策を作成し、所管大臣を通じて、市町村長に、その防止策を徹底されたい。

指名停止の行政処分だけでは実効はあがらず、談合入札した場合と競争入札した場合の差額の返還請求を求めるための段取りをされたい。

7、

(※7、は捜査の都合により、削除いたしております。)

8、証拠

- ①、別添資料①ないし⑬の、入札状況調書
- ②、資料⑭、西郷村指名委員会名簿
- ③、資料⑯、⑰の原子力災害対策放射性物質除染対策事業内訳書

9、

本件告発状は、公正取引委員会に対し、参考送付した。

(以上、「西郷村復興事業談合を許さない！市民連帯の会ふくしま支部」HPより転載)

【別添資料】

別添資料①

入札日時	平成24年12月11日	
落札業者	鈴木土工業㈱	
予定価格(円)	37,193,100	
契約額(円)	36,330,000	
落札率(%)	<b>97.67</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	㈱菊池組	35,000,000
	<b>鈴木土工業㈱</b>	<b>34,600,000</b>
	㈱熊本工務店	35,200,000
	遠藤工業㈱	35,300,000
	㈱大高工務所	3,550,000
	㈱白岩工務店	35,800,000
㈱東栄建設	36,000,000	

別添資料②

入札日時	平成25年4月16日	
落札業者	西郷村除染事業協同組合	
予定価格(円)	466,963,350	
契約額(円)	467,260,000	
落札率(%)	<b>99.83</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	遠藤工業㈱	445,000,000
	㈱菊池組	446,000,000
	㈱佐久間組	446,500,000
	<b>西郷村除染事業協同組合</b>	<b>444,000,000</b>
	㈱長谷部建設	445,500,000
	福島県南土工業㈱	447,000,000

別添資料③

入札日時	平成25年4月16日	
落札業者	西郷村除染事業協同組合	
予定価格(円)	822,404,100	
契約額(円)	823,610,000	
落札率(%)	<b>99.96</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	遠藤工業㈱	784,000,000
	㈱菊池組	786,000,000
	㈱佐久間組	787,000,000
	㈱長谷部建設	785,000,000
	福島県南土工業㈱	788,000,000
	<b>西郷村除染事業協同組合</b>	<b>783,000,000</b>

別添資料④

入札日時	平成25年4月16日	
落札業者	㈱菊池組	
予定価格(円)	286,278,300	
契約額(円)	283,717,000	
落札率(%)	<b>98.84</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	遠藤工業㈱	272,000,000
	<b>㈱菊池組</b>	<b>269,500,000</b>
	㈱熊本工務店	271,500,000
	㈱佐久間組	270,000,000
	鈴木土工業㈱	271,000,000
	西郷村除染事業協同組合	272,500,000
福島県南土工業㈱	270,000,000	

別添資料⑤

入札日時	平成25年4月16日	
落札業者	遠藤工業㈱	
予定価格(円)	354,016,950	
契約額(円)	353,623,000	
落札率(%)	<b>99.65</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	遠藤工業㈱	<b>336,000,000</b>
	㈱菊池組	337,000,000
	㈱熊本工務店	337,200,000
	㈱佐久間組	337,200,000
	㈱西郷組	33,730,000
	西郷村除染事業協同組合	337,000,000
福島県南土工業㈱	336,800,000	

別添資料⑥

入札日時	平成25年6月11日	
落札業者	福島県南土工業㈱	
予定価格(円)	278,334,000	
契約額(円)	276,896,000	
落札率(%)	<b>99.21</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	㈱大富建設	270,000,000
	㈱熊本工務店	269,000,000
	㈱佐久間組	267,000,000
	㈱ソウヤマ工業	270,000,000
	西郷村除染事業協同組合	275,000,000
	<b>福島県南土工業㈱</b>	<b>263,000,000</b>
渡辺建設工業㈱	272,000,000	

別添資料⑦

入札日時	平成25年6月25日	
落札業者	西郷村除染事業協同組合	
予定価格(円)	117,404,700	
契約額(円)	113,762,000	
落札率(%)	<b>96.48</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	㈱熊本工務店	111,000,000
	㈱佐久間組	112,000,000
	白河井戸ホールディングス㈱	109,000,000
	鈴木土工業㈱	109,500,000
	㈱西郷組	110,000,000
	<b>西郷村除染事業協同組合</b>	<b>108,000,000</b>
福島県南土工業㈱	111,500,000	

別添資料⑧

入札日時	平成25年6月11日	
落札業者	西松建設・佐久間組 特定業務委託共同企業体	
予定価格(円)	1,513,643,250	
契約額(円)	1,508,900,000	
落札率(%)	<b>99.54</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	㈱安藤ハガマ・福島県南土工業(特定業務委託共同企業体)	1,460,000,000
	<b>西松建設・佐久間組(特定業務委託共同企業体)</b>	<b>1,435,000,000</b>

別添資料⑨

入札日時	平成25年7月23日	
落札業者	西松建設㈱東北支店	
予定価格(円)	2,146,822,650	
契約額(円)	2,134,060,000	
落札率(%)	<b>99.28</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	㈱安藤・間 東北支店	2,150,000,000
	㈱奥村組東北支店	辞退
	五洋建設㈱福島営業所	辞退
	戸田建設㈱東北支店	辞退
	<b>西松建設㈱東北支店</b>	<b>2,030,000,000</b>
	㈱フジタ東北支店	辞退
	三井住友建設㈱東北支店	辞退

別添資料⑩

入札日時	平成25年9月30日	
落札業者	㈱竹中土木東北支店	
予定価格(円)	1,236,398,400	
契約額(円)	1,265,070,000	
落札率(%)	<b>97.43</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	㈱安藤・間 東北支店	辞退
	㈱菊池組東北支店	辞退
	㈱沼田組東北支店	辞退
	<b>㈱竹中土木東北支店</b>	<b>1,203,000,000</b>
	大豊建設㈱東北支店	辞退
	鉄建建設㈱東北支店	辞退
	西松建設㈱東北支店	1,250,000,000
	前田建設工業㈱東北支店	辞退
フジタ工業㈱福島営業所	辞退	

別添資料⑪

入札日時	平成25年11月19日	
落札業者	㈱竹中土木東北支店	
予定価格(円)	3,207,075,900	
契約額(円)	3,156,600,000	
落札率(%)	<b>98.33</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	清水建設㈱東北支店	3,090,000,000
	㈱大林組東北支店	辞退
	鹿島建設㈱東北支店	辞退
	大成建設㈱東北支店	辞退
	西松建設㈱東北支店	3,080,000,000
	前田建設工業㈱東北支店	辞退
	<b>㈱竹中土木東北支店</b>	<b>2,920,000,000</b>
	㈱菊池組東北支店	辞退
	㈱安藤・間 東北支店	辞退

別添資料⑫

入札日時	平成25年11月29日	
落札業者	西松建設㈱東北支店	
予定価格(円)	2,806,667,280	
契約額(円)	2,800,050,000	
落札率(%)	<b>99.66</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	㈱安藤・間 東北支店	辞退
	㈱菊池組東北支店	辞退
	清水建設㈱東北支店	辞退
	㈱竹中土木東北支店	2,605,000,000
	<b>西松建設㈱東北支店</b>	<b>2,590,000,000</b>
	㈱フジタ東北支店	辞退
	前田建設工業㈱東北支店	辞退
	三井住友建設㈱東北支店	辞退

(第3回入札で決定)

別添資料⑬

入札日時	平成26年1月28日	
落札業者	㈱菊池組東北支店	
予定価格(円)	1,754,896,320	
契約額(円)	1,741,110,000	
落札率(%)	<b>99.08</b>	
入札業者 (太字が落札業者、入札額・円)	㈱安藤・間 東北支店	辞退
	鹿島建設㈱東北支店	辞退
	<b>㈱菊池組東北支店</b>	<b>1,610,000,000</b>
	㈱磯高組東北支店	辞退
	大成建設㈱東北支店	辞退
	㈱竹中土木東北支店	1,650,000,000
	西松建設㈱東北支店	1,625,000,000
前田建設工業㈱東北支店	辞退	

別添資料⑭

西郷村指名委員会名簿

平成25年4月1日現在

No.	役職名	所属	氏名	備考
1	会長	企画財政課長	須藤清一	第7条第4項
2	副会長	建設課長	鈴木宏司	第7条第5項
3	委員	農政課長	東宮清華	第7条第5項
4	委員	上下水道課長	池田有次	第7条第5項
5	委員	放射能対策課長	藤田雄二	第7条第6項

\*西郷村指名競争入札参加者の資格審査、指名等に関する要項

## 平成25年度原子力災害対策放射性物質除染対策事業内訳書

会計01 一般会計 款02 総務費 項01 総務費管理費 目10 防災諸費

事業費 11,835,820 千円

環境保全課

【歳入内訳】財源内訳 県支出金 11,835,820 千円

【歳出内訳】 (単位：千円)

節	細 節	節 計		説 明
04 共済費		2,129		内 訳
	70 臨時職員社会保険料		1,891	除染管理補助員4名分及び臨時職員4名分
	75 雇用保険料		197	//
	80 労働保険料		41	//
07 賃金	20 臨時職員賃金	25,920	25,920	内 訳 除染管理補助員4名分及び臨時職員4名分
08 報償費	05 報償金	450	450	内 訳 放射線アドバイザー等報償費3名分
09 旅費		1,797		内 訳
	10 費用弁償		337	除染アドバイザー等旅費
	20 普通旅費		1,460	各種会議及び研修会旅費
11 需用費		63,988		内 訳
	05 消耗品		46,207	除染対策用消耗品等(耐候性土嚢袋・コピー用紙・トナー等)
	10 燃料費		9,289	レギュラーガソリン及び軽油
	15 食糧費		600	除染指導員等食糧費
	20 印刷製本費		4,536	除染広報誌印刷料
	30 修繕費		2,883	放射線測定器修繕料等
			473	子供の生活環境再生事業遊具修繕費
12 役務費		1,974		内 訳
	05 通信費		400	除染管理補助員4名分及び臨時職員4名分
	20 手数料		1,523	放射線測定器校正手数料
	30 自動車損害保険料		51	軽・2トントラック保険料
13 委託料		10,000,732		内 訳
	05 警備業務委託料		12,789	仮置き場進入路出入口警備業務及び放射線対策課事務室警備委託
	40 測量設計等業務委託料		157,500	一般住宅除染設計業務・仮置き場測量設計委託業務
	46 監理委託料		118,020	工事監理・設計監理・工事施工管理費
	47 不動産鑑定委託料		2,205	仮置き場等不動産鑑定委託料
	75 業務委託料		9,710,060	一般住宅1,300戸・大規模住宅(1,500㎡)約100戸 大規模住宅(3,000㎡)約200戸・工場20・商店20・宿泊施設1 各集会施設及び文化センター・村民野球場・村民体育館等の除染 放射線モニタリング水質調査30ヶ所12ヶ月 子供の生活環境再生事業・遊具保安状況調査費
			158	
14 使用料及び賃借料		14,175		内 訳
	21 土地建物等賃借料		11,655	放射線対策プレハブ及び仮置き場借上料
	22 複写機借上料		1,827	複写機借上料
	27 機器具等借上料		600	放射線測定器借上料・GMサーベーター
	31 ソフトウェア使用料		84	工事積算システム使用料
15 工事請負費		1,622,629		内 訳
	33 除染対策事業費		1,620,833	除染管理補助員4名分及び臨時職員4名分
			1,796	子供の生活環境再生事業・公園遊具設置作業
16 原材料費	30 敷砂利等	4,200	4,200	内 訳 砕石等
17 公有財産購入費	10 土地購入費	7,500	7,500	内 訳 仮置き場進入路用地購入費
18 備品購入費		21,105		内 訳
	20 その他の機器		8,190	放射線測定器購入30台
	55 車両		12,600	高圧洗浄車両
	86 管理用備品		315	子供の生活環境再生事業・遊具等の交換設置購入費
19 負担金及び交付金	10 負担金	1,443	1,443	内 訳 福島県土木積算システム共同利用及び各種研修会負担金
20 扶助費	49 除染対策事業費	36,750	36,750	内 訳 行政区、個人及び事業所が除染を実施した費用の一部を助成
22 補償・補填及び賠償金	11 補償費	30,750	30,750	内 訳 仮置き場設置に伴う立木補償等
27 公課費	10 自動車重量税	278	278	内 訳 各車両の重量税

## 別添資料⑰

## 平成26年度原子力災害対策放射性物質除染対策事業内訳書

会計01 一般会計 款02 総務費 項01 総務費管理費 目10 防災諸費

事業費 22,927,068 千円

放射能対策課

【歳入内訳】 財源内訳 県支出金 22,927,068 千円

【歳出内訳】 (単位：千円)

節	細 節	節 計		説 明
04	共済費	1,435		内 訳
	70 臨時職員社会保険料		1,315	嘱託職員及び臨時職員4名分
	75 雇用保険料		120	//
07	賃金	8,862		内 訳
	10 嘱託職員			
	20 臨時職員賃金		8,862	臨時職員4名分
08	報償費	300	300	内 訳
	05 報償金			放射線アドバイザー等報償費3名分
09	旅費	1,488		内 訳
	10 費用弁償		39	除染アドバイザー等旅費
	20 普通旅費		1,449	各種会議及び研修会旅費
11	需用費	28,009		内 訳
	05 消耗品		20,854	除染対策用消耗品等(耐候性土嚢袋・コピー用紙・トナー等)
	10 燃料費		1,436	レギュラーガソリン及び軽油
	15 食糧費		100	除染指導員等食糧費
	20 印刷製本費		2,852	除染広報誌印刷料
	30 修繕費		2,767	放射線測定器修繕料等
12	役務費	5,694		内 訳
	05 通信費		2,548	除染管理補助員4名分及び臨時職員4名分
	20 手数料		2,912	放射線測定器校正手数料及び各種講習会受講手数料
	30 自動車損害保険料		234	軽・2トントラック保険料
13	委託料	20,723,094		内 訳
	05 警備業務委託料		28,512	仮置き場進入路出入口警備業務及び放射線対策課事務室警備委託
	40 測量設計等業務委託料		21,600	測量設計委託業務
	43 分筆測量業務委託料		540	分筆登記委託料
	46 監理委託料		183,060	工事管理・仮置き場監視業務委託料費
	47 不動産鑑定委託料		2,160	不動産鑑定委託料
	52 所有権移転登記委託料		540	所有権移転登記委託料
	75 業務委託料		20,486,682	現年分公共・民間・道路及び農地関係 5,118,832 25.26債務負担行為分大平他6地区完了払分 11,849,490 25.26.27債務負担行為分設計積算業務6地区 333,560 26.27.28債務負担行為分上折口原他(前払分) 3,184,800
14	使用料及び賃借料	23,048		内 訳
	21 土地建物等賃借料		14,815	放射線対策課プレハブ及び仮置き場借上料
	22 複写機借上料		3,888	複写機借上料
	23 自動車借上料		1,556	公用車借上料
	26 電算機器借上料		885	PC借上料
	27 機器器具等借上料		1,904	通信機器借上料
15	工事請負費	2,096,740	2,096,740	内 訳
	33 除染対策事業費			北部・南部仮置き場設置工事費等
16	原材料費	1,043	1,043	内 訳
	10 工事材料費			木杭・トラロープ・レミフアルト・融雪剤
17	公有財産購入費	2,000	2,000	内 訳
	10 土地購入費			仮置き場進入路用地購入費
18	備品購入費	6,480		内 訳
	20 その他の機器		6,480	放射線測定器購入10台等
	55 車両		12,600	高压洗浄車両
19	負担金及び交付金	1,815		内 訳
	10 負担金		1,815	福島県土木積算システム共同利用及び各種研修会負担金
20	扶助費	1	1	内 訳
	49 除染対策事業費			
22	補償・補填及び賠償金	27,000		内 訳
	11 補償費		27,000	仮置き場設置に伴う立木補償等
27	公課費	59	59	内 訳
	10 自動車重量税			各車両の重量税